

税 保険 年金 福祉

諸制度の窓口

生活を送る上で欠かせない各種の制度関連の情報をお知らせします。19歳からの「お知らせ」もご覧ください。

介護保険

4月に支給される年金から介護保険料が徴収されます

13年度の特別徴収決定通知書でお知らせした通り、2月に介護保険料が特別徴収（年金天引き）された方は、原則として4、6、8月も同額が徴収されます。4月にはあらためて通知書をお送りしますのでご了承ください。14年度の保険料額は、6月にお送りする「特別徴収決定通知書」でご確認を。特別徴収と

ならない方には、6月に「納入通知書」をお送りします。

保険料の口座振替を利用している方へ

4月下旬に振り替え結果を一覧にした「口座振替納付済通知書」をお送りします。振り替えことの領収書は発行していませんので、13年度中の振替額はこの通知書でご確認ください。

【詳細】区役所19階「保険年金課」

国民健康保険料は期限内に納めましょう
『滞納整理特別強化月間』
実施期間 平成14年5月まで
滞納世帯への実態調査の強化
納付相談・納付指導の実施
滞納処分の実施
(給与・預貯金などの差し押さえ)
札幌市国保特別収納対策本部

国民年金

こんなときは届け出を

次のような場合は、区役所年金係への届け出が必要です。20歳になったとき（厚生年金・共済組合加入者を除く）、厚生年金、共済組合の加入

者でなくなったとき（被扶養配偶者も含む）。

老齢福祉年金の受給者は国民年金証書の提出を

老齢福祉年金を受給されている方は、国民年金証書の書き換えが必要です。4月11日（木）（支給開始日）以降、年金を受け取ってからお住まいの区の区役所年金係に証書を提出してください。対象の方には、後日、案内はがきをお送りします。

【詳細】区役所19階「保険年金課」

医療助成

老人保健法などの外来時一部負担金が変わる

老人保健法および道老・老の受給者が医療機関の窓口で支払う外来時一部負担金の月額上限が4月1日から次のように変わります。

200床以上の医療機関は5千300円（院外処方の場合）は医療機関と薬局それぞれ2千650円。200床未満の医療機関は3千200円（院外処方の場合は医療機関と薬局それぞれ千

600円）。定額制の診療所は1回850円（月4回まで）。訪問看護ステーションは3千200円、定額制の場合は1回640円（月5回まで）。

【詳細】区役所19階「保健福祉サービス課」市役所医療助成課 ☎(211)2887

税金

14年度所得証明の交付

14年度の市・道民税証明書（所得証明）は5月17日（金）から交付の予定です。

固定資産（土地・家屋・償却資産）をお持ちの方へ

14年度分の納税通知書を4月中旬にお送りします。氏名・住所などに誤りや変更がありましたら、お知らせください。

【詳細】区役所19階「課税課」

4月30日（火）は、固定資産税（第1期分）の納期限です。

市税の納付には、安心・確実な口座振替をご利用ください。

広告欄